

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 -)

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認

個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認

指 導 年 月 日 相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3

第一表

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

(中間申告 自 平成 年 月 日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①		000
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④		
返還等対価に係る税額	⑤		
積戻れに係る税額	⑥		
控除税額小計	⑦		
控除不足還付税額	⑧		
差引税額	⑨		00
中間納付税額	⑩		00
納付税額	⑪		00
中間納付還付税額	⑫		00
この申告書既確定税額が修正申告である場合	⑬		
差引納付税額	⑭		00
課税売上	⑮		
課税売上割合	⑯		
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		
差引税額	⑱		00
課渡額	⑲		
納付税額	⑳		00
中間納付課渡割額	㉑		00
納付課渡割額	㉒		00
中間納付還付課渡割額	㉓		00
この申告書既確定課渡割額が修正申告である場合	㉔		
差引納付課渡割額	㉕		00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		

付割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	31
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	32
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	33
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	35
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対心式	<input type="checkbox"/>	一括比方式	<input type="checkbox"/>	41
課税売上高5億円以下又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	一括比方式	<input type="checkbox"/>	個別対心式	<input type="checkbox"/>	42
上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	43
基準期間の課税売上高						千円
銀行		本店・支店				
金庫・組合		出張所				
農協・漁協		本所・支所				
預金口座番号						
ゆうちょ銀行の貯金記号番号						
郵便局名等						
税理士名						
(電話番号)						
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

令和元年十月一日以後終了課税期間(一般用)

チェックポイント①
 税額控除の計算方法は
 この欄で確認して
 ください。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間	氏名又は名称				
項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 (X+D+E)	
課税売上額(税抜き) ①					
免税売上額 ②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④					
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤					
非課税売上額 ⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦					
課税売上割合(④/⑦) ⑧				[%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑩					
課税仕入れに係る消費税額 ⑪					
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑫					
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑬					
課税貨物に係る消費税額 ⑭					
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑮					
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮) ⑯					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑯の金額) ⑰					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの) ⑱					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの) ⑲					
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+⑱×④/⑦) ⑳					
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦) ㉑					
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉒					
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉓					
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉔					
控除対象仕入税額[(⑩、⑫又は⑬の金額)±⑳±㉑±㉒]がプラスの時 ㉕					
控除超過大調整税額[(⑩、⑫又は⑬の金額)±⑳±㉑±㉒]がマイナスの時 ㉖					
貸倒回収に係る消費税額 ㉗					

チェックポイント②
仕入控除税額別紙の2(2)へ入力する数字は左記の④、⑦になります。

チェックポイント③
別紙概要にて、課税売上割合を切り捨てて計算(手入力)する場合には、電卓でこの枠の計算を行い、課税売上割合を切り捨てて計算し、確定申告をしているか確認してください。

注 1 金額の計算において、1円未満の端数を四捨五入する。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成して1-4当該付表を作成する。
3 ③及び⑬には、貸付、割戻し、割引など仕入対象の譲渡等の金額がある場合(仕入対象の譲渡等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。